

(別紙)

対バーレーン輸出牛肉の取扱要綱

1 目的

本要綱は、バーレーンに輸出する牛肉（以下「対バーレーン輸出牛肉」という。）を取り扱うと畜場及び食肉処理場（以下「と畜場等」という。）の認定並びに食肉衛生証明書の発行の手続等を定めるものである。

2 対バーレーン輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定

- (1) 対バーレーン輸出牛肉を取り扱おうとすると畜場等の設置者又は営業者は、アラブ首長国連邦政府により認定されたハラールと畜証明書発行機関による認証を受けた上で、当該と畜場等の所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市長（以下「都道府県知事等」という。）に対し、別紙様式1により、関係書類を添付して申請を行う。
- (2) 都道府県知事等は、(1)の申請を受理したときは、次のア～ウの条件に適合することを審査し、支障がないと認めたときは、当該と畜場等を対バーレーン輸出牛肉取扱施設として認定し（以下「認定と畜場等」という。）、施設番号を付与の上、別紙様式2により、厚生労働省医薬食品局食品安全部長宛て報告する。
 - ア と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条に基づく設置の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条に基づく営業許可を有していること
 - イ と畜場法及び食品衛生法等の関係法規を遵守していること
 - ウ 食肉処理場は、と畜場に併設され、とさつ・解体から分割まで一貫して行われていること
- (3) 厚生労働省は、(2)の報告を受けた場合、当該認定と畜場等の施設番号、名称及び所在地をバーレーン政府に通知するとともに、係る通知を行った旨を都道府県等に通知する。
- (4) (3)の通知の後に、認定と畜場等においてとさつ、解体及び分割され、かつ、4に定める食肉衛生証明書が添付された牛肉は、バーレーン政府より輸入が認められる。

3 対バーレーン輸出牛肉の要件

- (1) 圧縮空気又はガスを頭蓋空内に注入する機器を用いたスタンニング又はピッシングを行っていないこと
- (2) と畜前検査及びと畜後検査に合格し、BSEの疑いのない又は陽性でない牛由来であること

- (3) 30 月齢超の牛の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）、脊髄、脊柱並びに全月齢の牛の扁桃及び回腸遠位部を含まないこと
- (4) 30 月齢超の牛の頭蓋及び脊柱からの機械的除去肉を含まないこと

4 食肉衛生証明書の発行

- (1) バーレーンに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行おうとする認定と畜場等を管轄し、食肉衛生証明書の発行を行う食肉衛生検査所又は保健所（以下「証明書発行機関」という。）に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。
- (2) 証明書発行機関は、3に定める要件に従って認定と畜場等において適切に処理され、かつ、ハラールと畜証明書が添付されたものであることが確認された牛肉について、別紙様式3により食肉衛生証明書を発行する。
- (3) 証明書発行機関は、発行した食肉衛生証明書の原本を申請者に交付するとともに、当該原本の写し及び関係書類を1年間保管する。なお、未記入の食肉衛生証明書様式については、不正等を防止する観点から、適切に管理する。
- (4) バーレーンに牛肉を輸出しようとする者は、発行された食肉衛生証明書の原本を対バーレーン輸出牛肉に添付して輸出する。

5 不正防止事項

- (1) 証明書発行機関は、と畜検査等を経て梱包された後に不正が行われることを防止するため、以下の事項を行うこと。
 - ア 対バーレーン輸出牛肉を直接個装する個々の容器包装又はそれらをまとめる容器包装（透明のビニル袋等）に別紙様式4の検査済証を貼付等すること
 - イ 対バーレーン輸出牛肉の梱包（カートン等）についても、開梱時に破られるような方法で検査済証を貼付すること
- (2) 証明書発行機関は、(1)を行う上での管理方法及び管理記録に関する書類を作成すること。

6 変更事項等の報告

- (1) 都道府県等は、2の(1)及び(2)の事項及び関係書類について変更がある場合は、予め当該変更の内容を、変更後の書類を添付して厚生労働省宛て報告すること。
- (2) 都道府県等は、認定と畜場等が2の(2)の条件又は対バーレーン輸出牛肉が3の要件に適合していないことなどにより、当該と畜場等に対して改善指導、食肉衛生証明書の発行停止等の措置を講じた場合は、遅滞なく、当該内容を厚生労働省宛て報告すること。

(別紙様式1 と畜場設置者等申請様式)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿

申請者 住所
氏名 (印)
(法人にあってはその所在地、名称、代表者の氏名)

対バーレーン輸出牛肉取扱施設の認定に係る申請書

対バーレーン輸出牛肉を取り扱う施設として認定を受けたく、下記により関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 と畜場又は食肉処理場の所在地及び名称 (日本語・英語併記)
- 2 設置者又は営業者の氏名
- 3 添付書類
 - (1) 施設の現状が確認できる書類 (施設の名称及び所在地、営業者の氏名及び住所、許可年月日、従業員数、施設の組織及び責任体制等)
 - (2) アラブ首長国連邦政府により認定されたハラールと畜証明書発行機関による認証を受けたことを証する書類

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

都道府県知事等名

対バーレーン輸出牛肉取扱施設の認定について

下記施設を対バーレーン輸出牛肉を取り扱う施設として認定したので、関係書類を添えて報告いたします。

記

- 1 と畜場及び食肉処理場の名称、所在地及び施設番号（日本語・英語併記）
- 2 設置者及び営業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地）
- 3 添付書類
 - (1) 不正防止事項に関する書類
 - (2) 申請者の提出書類の写し

(別紙様式 3 食肉衛生証明書様式)

STANDARD FORM AUTHORIZED BY THE
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
OF JAPAN

HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF BEEF
FROM JAPAN TO THE KINGDOM OF BAHRAIN

No. :

DATE :

(Month/Day/Year)

I. Identification of the products

| | | |
|----------------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| (Species of origin) | (Name of products) | |
| (Number of packages) | (Net weight of consignment) | (Identification number of cattle) |
| (Consignor) | (Consignor address) | |
| (Consignee) | (Destination) | |

II. Origin of products

| Name | Est. No. | Address |
|----------------------------|----------|---------|
| (Slaughterhouse) | | |
| (Cutting/Processing plant) | | |
| (Others) | | |

Date of slaughter : Date of production :

I hereby certify that:

- 1) The meat was derived from bovines that were not subjected to a stunning process, prior to slaughter with a device injecting compressed air or gas into the cranial cavity, or to a pithing process.
- 2) The meat was derived from animals which were subjected to and passed ante-mortem and post-mortem inspections and were not suspect or confirmed BSE cases.
- 3) The meat was produced and handled in a sanitary manner which ensured that such products do not contain and are not contaminated with the either of following:
 - a) Tissues including head (except the tongue, cheek meat and skin), spinal cord and vertebral column from cattle over 30 months of age, and tonsils and distal ileum (limited to a two-meter portion from its junction with the cecum) from cattle of all ages; or
 - b) Mechanically separated meat from the skull and vertebral column from animals over 30 months of age.

Signature :

Name of meat inspector :

Official title :

(Name of prefecture or city) :

(別紙様式4 検査済証様式)

